

令和7年第2回
笠間市農業委員会総会会議録

令和7年2月28日 開会
令和7年2月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和7年笠間市農業委員会第2回定例総会

[令和7年2月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 議案第5号 非農地証明願について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第9 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第10 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第11 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 議案第5号 非農地証明願について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第9 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第10 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第11 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
-

出席委員

2番 高野尚夫君 13番 山口忠栄君

3番	青木勝照君	14番	小沼祐君
4番	石川馨君	15番	込山祐一君
6番	柳橋泰君	16番	大橋正義君
7番	入江保夫君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君
11番	鶴田英樹君		
12番	長谷川隆君		

欠席委員

1番	埴博光君	8番	長谷川愛子君
5番	伊藤孝洋君		

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務局主幹	三次登君

午後1時30分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和7年第2回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員16名。よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、16番大橋正義委員並びに2番高野尚夫委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 8、9 について、議席番号 5 番、8 番委員より調査報告を願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 5 番、8 番委員が所用のため、やむを得ず欠席となっております。担当委員から、現地確認及び立会人から聞き取り等を含めた調査報告書の提出がありましたので、事務局が代理で報告させていただきます。

番号 8 につきまして、調査の結果を報告いたします。

2 月 24 日 8 時から、指名調査委員 2 名、代理人及び譲受人立会いの下、現地を調査しました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間地区、鉄砲町にある鈴木自動車の北側になります。

権利関係は贈与です。

譲受人は、申請地は住居と隣接しており、これまでも管理していた経緯があり、畑として譲り受けたいとのこと。譲渡人は、耕作が困難なため、無償譲渡したいとのことであります。

この申請については、耕作を目的としており、機械、労働力、技術等についても適正であると認められます。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号 9 につきまして、調査の報告をいたします。

2 月 24 日 7 時 30 分から、指名調査委員 2 名、譲受人立会いの下、現地を調査しました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、セイブ笠間店から東へ約 1 キロメートルの路地を入り、行き止まりの土手の下で、笠間の家の裏側になります。

権利関係は売買です。

譲受人は、つくば市に在住ですが、申請地のすぐ隣に自己用住宅を購入済みで、週末等を利用し、申請地の付近で既に 3 年間農業を行っています。今回の申請は、所有する隣地において自給野菜の耕作を目的としています。譲渡人は、海外に居住しており耕作困難の

ため、要望に応じるとのことです。

申請については、耕作を目的としており、また、今日までの実績もあり、機械、労働力、技術等についても適正であると認められます。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅井 亘君） 番号の10番について、現地調査について御説明いたします。

2月の21日、指名調査委員2名、申請の代理人立会い、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、才木交差点から北に約4.5キロメートル進み、左に福田の集会所がございます。そこから北に涸沼川を渡って500メートルぐらい入りますと、土地改良の記念碑が建っており、この辺が中心でございます。記念碑から東西南北に田んぼが8筆、畑が3筆となります。土地改良も、しばらく前に行われております。

申請の譲渡人は、遠方に住んでおり耕作が困難なため、親族である譲受人に耕作を渡すということで、贈与することになりました。譲受人は、兼業農家で耕作を拡大することにしました。

農機具類も多数そろえており、問題なく耕作できるとなっております。

以上、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11について、議席番号7番、16番委員より調査報告願います。

16番。

○16番（大橋正義君） 申請番号11番について、報告します。

2月の25日、調査委員2名と申請代理人、申請人立会いの下、現地を調査してきました。

申請内容は、議案書のとおりです。

場所は、本戸公民館から西に2キロメートルぐらい行ったところでした。

権利関係は売買です。

譲渡人は、遠方に住んでおり耕作できないため、譲受人に譲渡したい。譲受人は、自宅のすぐそばであり、農業規模の拡大をしたいためとのことです。

譲受人は、以前、譲渡人から住宅と農地を取得しており、放棄地であった農地を再生しています。また、今回、取得農地は栗を栽培するとのことです。

農業技術、機械、労働力、書類等もそろっており、何ら問題ないと思います。御審議を

お願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12について、議席番号17番、18番委員より調査報告をお願いします。

17番。

○17番（佐藤清章君） 調査番号12について、調査の結果を報告いたします。

2月の25日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県立こころの医療センター西交差点を東へ700メートルほど進み、右折して70メートルほど入った右側です。

譲受人は、自家消費のための家庭菜園として自給営農をするためとしております。譲渡人は、譲受人の要望に応じるためとしております。

権利関係は売買です。

なお、畑の耕作については、実家の菜園で、ともに野菜類を栽培しております。農機具等は実家の機材を使用するとしており、問題はないと思われます。また、譲受人は、隣接地を購入し、自宅を建設したいとしております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の13、14、15及び16について、議席番号4番、11番委員より調査報告願います。

4番。

○4番（石川 馨君） 番号13番と14番について、調査の結果を報告いたします。

初めに、13番につきまして、2月25日、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人に対しましては、現地にて電話で確認を行っております。

申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、県道平友部停車場線より、JR常磐線沿いに南へ200メートルほど入った辺りです。

相続により得た畑ではありますが、管理ができず、譲受人に草刈りを依頼してきました。これからも自分ではできないので、売買にて所有権の移転をするということであります。取得後は、栗の栽培をするということでありますので、耕作を目的としております。最低限の農機具ではありますが、現地は、きれいに草が刈られ管理されており、問題はないと思われます。

許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、14番につきまして、報告をいたします。

同じく25日に、調査委員2名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、北関東自動車道と旧国道355号線の交差地より、北側側道を西へ150メートルぐらい入った辺りであります。

譲渡人の申請理由は、農業を継承するものがないため譲りたい。譲受人は、自宅より近く利便性が良いので、売買にて所有権の移転をし、規模拡大をしたいとのことであります。

取得後は、水稻栽培するとのことであり、耕作を目的としておりますので、許可相当かと思えます。

機械等もそろっており、問題はないと見てまいりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号15番、16番について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号15番について、調査の結果を報告いたします。

2月25日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。譲受人、譲渡人については、電話で確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりであります。

申請場所は2か所ありまして、1か所目は、JA常陸友部花卉センターの北側道路を越え、20メートルぐらい行ったところ。2か所目は、北川根小学校グラウンド南東側を200メートルぐらい南に行ったところにあります。

譲受人申請理由は、経営規模拡大を図るため。譲渡人申請理由は、農業を廃業するためとしております。譲受人は、酪農を営んでおり、肥料作物を作るとのことです。

権利関係は売買による所有権移転となります。

また、機械、労働力も備わっております。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号16番について、調査の結果を報告いたします。

2月25日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。申請人については、電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は3か所ありまして、1か所目は、長兎路の二所神社の南西側。2か所目は、1か所目から北東側に150メートルほど行ったところ。3か所目は、二所神社を東に150メートル、常磐自動車道を越え、側道を南に100メートルほど行ったところにあります。

この申請は、営農型太陽光発電の区分地上権を設定するものとなります。

譲受人は、譲渡人が経営する法人となります。

現地の状況は、現在、冬ですので作物は栽培されておりませんが、作付予定作物はサツマイモ、ニンニクなどを栽培するとのこと。また、場所もきれいに管理されておりました。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の17、18、19及び20について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。9番。

○9番（國谷博隆君） 17番と19番は、土地の交換の申請の内容になります。

まず、17番から説明しますが、2月21日午前10時30分より、指名調査委員2名と、代理人は電話で連絡し、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人、申請地等は、議案書のとおりです。

申請場所は、JR友部駅より内原方面へ2キロメートルぐらい行った左側の田畑に入って、500メートルぐらい行った左側の畑です。

譲渡人は、畑が家より遠く、譲受人は、逆に自分の家から近いということで、都合がよいので、お互い交換する申請の内容でございました。譲受人は、この畑には大豆を作付する予定です。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、18番は、2月21日11時30分より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地、目的は、議案書のとおりです。

場所は、小原神社より杉崎方面に約500メートルぐらい行った右側の水田でした。

譲渡人は、耕作ができないので譲受人に売買をするということで、譲受人の要望に応えるということがございます。譲受人は、規模拡大をするために水稻を作付するということがございます。

譲受人は、専業農家で大規模経営をしており、農機具等もそろっており、また、書類等も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、19番は、21日の午前10時45分から、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地、目的は、議案書のとおりです。

場所は、小原神社より杉崎方面に1キロメートルぐらい行って、さらに右側に200メートル入った畑でした。

先ほど説明した17番との案件で、畑を交換することによって、自宅にこの畑が近く、隣に自分の畑があるということで、お互い交換をするということの内容です。作付は、大豆を作付するということです。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

最後に、20番は、2月21日11時より、指名調査委員2名と受人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的は、議案書のとおりです。

場所は、小原神社より内原方面に約300メートルぐらい行った左側、さらに左側200メートルぐらい入ったところの水田でした。

譲渡人は、田が細く長く作業がしづらいということでした。譲受人は、自分の水田と地続きなため、規模拡大をしたいので、購入をするということでした。譲受人は専業農家でもありますので、機械もそろっており、規模拡大をしたいということで、水稻を作付するということです。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の21について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（青木勝照君） 番号21番について、調査結果を報告いたします。

2月21日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパスの巴川橋の右側の道路を西に300メートル行った十字路を右に曲がり、さらに100メートルぐらい行った十字路を右に3筆行ったところの土地です。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大のための農地取得です。譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

農業従事者は3人で、経営に見合った農機具類を保有し、農地を効率的に利用し耕作する技術を持っています。申請地の作物は粟です。自然環境は、おおむね良好であり、効率的に耕作ができるものと思われま。

権利関係は売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の8から21につきましては、農地法第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

18番。

○18番（田山悦子君） 番号2につきまして、調査の結果を御報告いたします。

2月25日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、県立こころの医療センター西交差点を友部航空無線所沿いに南へ1キロメートルほど進んだ左手になります。

申請の事由は、自己住宅を建築するに当たり、進入路の求積を行ったところ、公図上での座標の相違が判明したとして、道路幅員を確保するためのものでございます。

隣接状況ですが、東側が雑種地、南側、道路、西側、北側、畑となっておりますが、何ら問題はないものと見てまいりました。取水排水計画はなく、雨水は敷地内浸透処理としております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の2につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可取消願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（高野尚夫君） 番号1についての説明ですが、1月28日の総会で報告した畑の一部を分筆するための案件なのですが、この後、5条の27で詳しく説明したいと思います。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○2番（高野尚夫君） 番号1について、御説明いたします。

1月28日に、贈与により許可を受けた土地でございますが、本人の申出により、許可を受けた土地の一部を分筆するという事で許可の取消願がありました。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の24から27について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。
10番。

○10番（菅井 亘君） 番号24について、調査結果を報告いたします。

2月の21日、指名調査委員2名、代理人立会い、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、金井交差点から北に県道笠間緒川線を4キロメートルほど進み、丁字路を左に100メートル入った場所でございます。

この申請の内容は、地域貢献事業という拡幅水路整備事業を実施しましたが、その工事において、水路マンホールが譲渡人の水田に約0.49平米はみ出してしまい、この50センチメートルぐらいを譲受人が一時買い取り、譲渡人は、譲受人の要請により協力するものです。

隣接状況は、東側が水田で、南側も水田です。北側が道路で、西側は水田になっております。

譲受人は、工事完成後は市のほうに譲渡するということになっております。

特に問題はなかったと思いますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 2番。

○2番（高野尚夫君） 番号25から27について、報告したいと思います。

まず、番号25について、調査の結果を報告いたします。

2月21日午前8時30分より、指名調査委員2名と代理人、地権者立会いの上、申請地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線、石材団地入口の信号を北へ2.6キロメートルほど行った左側にありました。

権利内容は、来年12月末までの賃貸借です。

譲受人の申請理由は、バイオマス発電の工事期間中の社員専用駐車場です。譲渡人は、この事業に協力するということです。

隣接地への日照、通風、耕作等への影響は、現況休耕地であり、構造物もつくらないので影響はないと見てきました。

隣接状況は、東側、宅地と田、南側が河川、西側、道路、北側、道路です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号26について、調査結果を報告いたします。

2月21日午前8時45分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。

申請地、申請人等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線、石材団地入口の信号を北へ1.6キロメートルほど行った左側にあります。

権利内容は、売買による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、バイオマス発電施設の駐車場及び物資搬入への待機旋回場所スペースということです。譲渡人の申請事由は、相手の要望に応じるということです。

隣接地への日照、通風、耕作等への影響は及ぼさないと考えます。

隣接状況は、東側、道路、南側、河川、西側、河川、北側が道路です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号27について、調査の結果を報告いたします。

先ほど5条の1の取消の案件の説明になります。先月の報告は、畑494平米の宅地への贈与でしたが、今月は宅地395平米、畑99平米の分筆の贈与案件です。

2月28日午前9時15分より、指名調査委員2名で調査してまいりました。代理人は電話で確認いたしました。

申請地は、笠間消防署より北へ300メートルほど行った右側にあります。

権利の内容は、贈与による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、実家が手狭なため父より贈与を受ける。譲渡人は、要望に応えるということです。

隣接状況は、東側、水路、西側、道路、南側、北側が宅地です。取水は市上水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝放流です。雨水は敷地内浸透処理。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の28、29について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。
17番。

○17番（佐藤清章君） 調査番号28、29について、報告いたします。

まず、28について、調査の結果を報告いたします。

2月の25日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県立こころの医療センター西交差点を東へ700メートルほど進み、右折して80メートル入った右側で、先ほど審議した3条12番の隣接地です。

譲受人は、現在借家に住んでいるが、手狭になり自己用住宅を持ちたいとしております。
譲渡人は、譲受人の要望に応じるためとしております。

権利関係は売買です。

隣接状況は、東側が市道、西側、北側が譲渡人の休耕中の畑、南側が宅地となっており、隣接地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、汚水雑排水については公共下水道、雨水は浸透枡にて敷地内浸透処理です。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号29について、調査の結果を報告いたします。

同じく2月25日に、指名調査委員2名と申請人立会いで現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部小学校西側のミニストップ前交差点を南へ300メートル、右折して150メートル入った右側です。

譲受人の申請理由は、現在アパートに住んでいるが、子供が生まれ手狭になってきたため自己住宅を持ちたいとしております。譲渡人は、要請により貸借するとしております。

隣接地の状況は、東側、西側、南側が市道、北側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等の影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水雑排水は公共下水道、雨水は敷地内浸透処理です。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の30、31及び32について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。
11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号30番、31番、32番について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号30番について、調査の結果を報告いたします。

2月25日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、北川根小学校入口を南に200メートルほど行ったところにあります。

譲受人申請事由は、現在、愛知県に居住しているが、会社を早期退職して笠間市に移住したいとのことです。また、クライנגルデンを利用して、農作業をしながら、自然を生かした笠間市への希望が持てたとのことです。譲渡人は、要請に応えるとのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

隣接地の状況は、東側、畑、西側、宅地、南側、道路、北側、畑。日照、通風等に関しては問題ないと見てまいりました。取水は市上水道、汚水雑排水は農業集落排水に、雨水は敷地内浸透処理です。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号31番について、調査の結果を報告いたします。

2月25日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人については、電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、3条の16番の場所と同じになります。

譲受人申請理由は、営農型太陽光発電継続使用のため。譲渡人は、営農型太陽光発電による売電収入等、農地の有効活用を行い、収入安定化を図るためとしております。

また、この法人の申請が延滞したことの理由書が添付されております。

権利関係は使用貸借です。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

最後に、番号32番について、調査の結果を報告いたします。

2月25日、指名調査委員2名、代理人、譲渡人立会いの下、現地調査をしてまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、北川根郵便局を東に300メートルほど、Y字路を戻り西に100メートルほど行ったところでは、問題ないと見てまいりました。取水は、現状の宅地の上水道に接続、汚水雑排水も既存の農業集落排水に接続、雨水は敷地内浸透処理です。

譲受人申請理由は、現在の実家では手狭なため、父名義の土地を譲り受けることとした。譲渡人は、要請に応えるとのことです。

権利関係は贈与となります。

隣接地の状況は、東側、宅地、西側、畑、南側、宅地、北側、道路です。日照、通風に関しては、問題ないと見てまいりました。取水は、現状の宅地の上水道に接続、汚水雑排水も既存の農業集落排水に接続、雨水は敷地内浸透処理です。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の33について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（青木勝照君） 調査番号33番について、調査結果を報告いたします。

2月21日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人と、その代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、石岡市との境界の道路を西に向かい、300メートルぐらい行った右側の土地です。

なお、この土地は、始末書添付案件です。

譲受人の申請事由は、事務所敷地の拡張です。譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水排水の使用はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の24、31及び33につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の29につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（高野尚夫君） 番号2について、調査の結果を報告いたします。

2月21日午前10時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線、金井交差点の信号機を城里町方面へ1.5キロメートル行き、成田自動車という工場があるのですが、その前を西に150メートルのところにありました。

申請地は、昭和61年より農作業及び倉庫として利用してきました。

非農地であることを確認してきましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（長谷川 隆君） 番号3について、報告します。

2月25日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線、グリーンファームから、西に約500メートルのところですが、

現地は3人で、非農地であることを確認してまいりました。

御審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。
暫時休憩といたします。10分休憩します。

午後2時19分休憩

午後2時25分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定
について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、12ページから29ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が34件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が7件、賃貸借権の設定が27件となります。合計65筆、11万2,665.07平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書12ページから29ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号の番号24について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号の番号24について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号24は原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く33件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く33件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く33件について、原案どおり決定されました。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、30ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が2件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が2件となります。合計2筆、6,411平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書30ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号（機構・受け手間契約）は原案どおり決定されました。

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、31ページから36ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が10件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が8件となります。合計38筆、4万7,314平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書31ページから36ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第7号の番号11について審議いたします。

審議が終了するまでの間、7番入江保夫委員、退場を願います。

暫時休憩といたします。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第7号の番号11について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号11は原案どおり決定されました。

それでは、7番入江保夫委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

12番委員が退席します。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く9件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く9件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く9件について、原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。

議案書につきましては、37ページから43ページになります。

番号4、5は、売買のため、合意を解約するものです。

38ページになります。

番号6は、契約終期をそろえるため、合意を解約するものです。

39ページになります。

番号7は、契約終期をそろえるため、合意を解約するものです。

40ページになります。

番号8は、農地中間管理事業で再契約するため、合意を解約するものです。

番号9は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

41ページになります。

番号10、11は、耕作者が当該農地を耕作をやめるため、合意を解約するものです。

42ページになります。

番号12は、耕作者変更に伴い10年間の契約にするため、合意を解約するものです。

番号13は、売買のため、合意を解約するものです。

43ページになります。

番号14は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

12番委員が入室しました。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について報告いたします。議案書につきましては、44ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和6年12月27日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しまして、令和7年1月16日火曜日午前10時から、御覧の調査委員と事務局で調査をいたしました。

場所は、国道355号線、下郷の交差点から石岡方面へ約40メートル進んだ先を斜め右方向に曲がり、道なりに約700メートル先の左側にありました。

現地の状況ですが、令和6年7月に農地法第5条の許可を受けた墓地及び境内地であったことから、水戸地方法務局へは1月16日付で非農地と報告いたしました。

報告は以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第2回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時40分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

2 番 委 員

16番 委 員